

1. 患者等への医療に関する情報提供の推進（医療法）

【 医療制度改革大綱(平成17年12月1日 政府・与党医療改革協議会)抜粋 】
(患者に対する情報提供の推進)
患者に対する情報提供を推進し、患者の医療に関する選択に資するため、都道府県による医療機関に関する情報提供を制度化する。

患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援する。

- ① 都道府県による医療機関情報の集約と公表
(医療機関から一定の情報の報告を義務づけ → 都道府県によるインターネット等による情報提供)

